

蚊口海浜公園キャンプ場指定管理者による管理運営業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、指定管理者が行う蚊口海浜公園キャンプ場の管理運営の業務の内容、履行方法等を定めるものとする。

2 対象施設の概要

- (1) 名称 蚊口海浜公園キャンプ場
- (2) 所在地 高鍋町大字蚊口浦字蚊口
- (3) 目的・役割 高鍋町蚊口海浜公園キャンプ場は、「豊かな自然環境を活かした観光振興」と「利用者の心身の健康増進」が目的。日向灘に面した絶好のロケーションをレジャー拠点として提供することで、町外からの交流人口を増やして地域経済を活性化させるとともに、町民が気軽に自然と触れ合い、休息やレクリエーションを楽しめる憩いの場を創出することを目的とする。

構造 別紙公園台帳写しのとおり

3 利用時間

オートキャンプ場	宿泊	15時から翌日11時
フリーキャンプ場	宿泊	15時から翌日11時
	日帰り	9時から21時

ただし、変更となる場合は、町と協議すること。

4 休園日

原則無し。

ただし、休園日に関しては、町と協議すること。

5 指定管理者として指定する期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

6 管理運営業務の基本的内容

指定管理者は、蚊口海浜公園キャンプ場の適切な管理運営のため、次の業務を履行するものとする。

- (1) 施設（蚊口海浜公園及びキャンプ場）の維持管理
 - ① 施設案内等による利用者の円滑な使用及び施設の秩序維持に関する業務
 - ② 施設における火災、破損、事故、盗難等の防止に関する業務
 - ③ 施設の設備及び備品の管理に関する業務
 - ④ 施設の清掃業務
 - ⑤ 施設の警備業務
 - ⑥ その他施設の適切な維持管理のために必要な業務

(2) 施設（キャンプ場）の運営

- ① 施設の利用申請の受理及び使用の許可又は使用の取消しに関する業務
- ② 施設の利用料の徴収に関する業務
- ③ 施設の利用促進に関する業務
- ④ 利用者の怪我や病気に対する対応（救護）
- ⑤ その他施設の適切な運営のために必要な業務

7 利用料金

施設の使用により徴収する利用料金は、指定管理者の収入とする。

8 法令の遵守

指定管理者は、蚊口海浜公園キャンプ場の管理運営の業務の履行に際し、次に掲げる法令（指定管理者として指定する期間中、これらの法令の改正があった場合は、改正後の法令）を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第2項及び第3項
- (2) 高鍋町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年高鍋町条例第23号）
- (3) 高鍋町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成18年高鍋町規則第6号）
- (4) 高鍋町公園条例（昭和54年高鍋町条例第1号）
- (5) 高鍋町公園条例施行規則（昭和54年高鍋町規則第4号）
- (6) 高鍋町情報公開条例
- (7) 高鍋町情報公開条例施行規則
- (8) 高鍋町個人情報保護法施行条例
- (9) 高鍋町個人情報保護法施行条例施行規則

9 物品の管理、取得及び帰属

- (1) 指定管理者は、物品管理簿を備え、蚊口海浜公園キャンプ場内の物品を適正に管理しなければならない。
- (2) 指定管理者は、委託料を財源として1万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の備品を購入しようとする場合は、あらかじめ町と協議し、その承認を得なければならない。
- (3) 指定管理者は、委託料以外を財源として購入した備品を蚊口海浜公園キャンプ場に設置し、又は備え置こうとする場合は、あらかじめ町と協議し、その承認を得なければならない。
- (3) 指定管理者が委託料を財源として購入した物品は、町の所有に属するものとする。

10 適切な管理運営が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由又は指定管理者の財務上の悪化に起因し、適切な蚊口海浜公園キャンプ場の管理運営が困難となったと認められる場合、町は、指定管

理者の指定を取り消すことができるものとする。この場合において、町に損害が生じた場合は、指定管理者は、町に当該損害を賠償しなければならない。

- (2) 町又は指定管理者の責めに帰すことのできない事由により、適切な蚊口海浜公園キャンプ場の管理運営が困難となったと認められる場合、町及び指定管理者は、施設の管理運営の継続について協議するものとする。

その結果、当該指定管理者による適正な管理運営が困難であると町が判断した場合は、町は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

11 協定の締結

町と指定管理者は、蚊口海浜公園キャンプ場の管理運営の業務を履行する上で必要となる事項について協議をし、その結果に基づき協定書による協定を締結するものとする。

12 その他

指定管理者は、本仕様書に規定するもののほか、蚊口海浜公園キャンプ場の管理運営に関し定めのない事項があった場合又は疑義が生じた場合は、町と協議するものとする。